

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：沖縄総合事務局				No. 1	
事務・権限移譲等検討シート（個票）							
事務・権限名	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（総務部）						
事務・権限の概要	<p>（根拠法令） 沖縄振興特別措置法第3条の2、第4条、第5条（沖縄振興基本方針の策定、沖縄振興計画の策定等、沖縄振興計画の円滑な実施に関する援助）</p> <p>（関係する計画等） 沖縄振興基本方針（沖縄振興特別措置法第3条の2に基づくもの）</p> <p>（具体的な業務内容） ①沖縄振興審議会の現地開催時の庶務、本府との連絡調整 ②沖縄振興推進調査の実施 ③沖縄総合事務局観光振興推進本部の運営、関連調査の実施 ④その他経済動向等の調査、資料収集等</p>						
予算の状況 （単位：百万円）	平成24年度執行額：5,503百万円 予算額：10,406百万円の内数（平成25年度（組織）沖縄総合事務局の予算案計上額）						
関係職員数	92名の内数（平成25年度末定数・定員数）						
事務量（アウト プット）	予算執行状況						
	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	示達額	6,666百万 円の内数	6,295百万 円の内数	6,495百万 円の内数	6,165百万 円の内数	5,824百万 円の内数	
執行額	6,332百万 円の内数	6,032百万 円の内数	5,994百万 円の内数	5,747百万 円の内数	5,503百万 円の内数		
地方側の意見	現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興の在り方と併せて検討する必要がある。（平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）						
その他各方面の意見	—						
平成21年工程表における見直しの内容	平成23年度で終了する沖縄振興計画（沖縄振興特別措置法）の見直しに当たっては、分権的視点を持って取り組む。						
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	当該事務・権限の見直しについては、改正沖縄振興特別措置法（平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところ。						
その他既往の政府方針等	—						

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="196 246 363 383" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 10px auto;">D</div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法（平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：沖縄総合事務局	No. 2
事務・権限移譲等検討シート（個票）			
事務・権限名	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（財務部）		
事務・権限の概要	<p>（根拠法令） 沖縄振興特別措置法第 109 条（国有財産の譲与等） 沖縄振興特別措置法施行令第 36 条（国有財産の譲与等）</p> <p>国は、沖縄振興特別措置法（以下、法と言う）第 109 条に基づき、政令（法施行令）第 36 条により当該国有財産を所管する各省各庁の長及び文部科学大臣と協議のうち、内閣総理大臣が指定する施設について、関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。</p> <p>（主な業務内容） 内閣総理大臣が指定する小中学校等敷地の用に供するための国有地の無償譲渡、減額売払又は貸し付け</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	平成 24 年度予算額：0 百万円		
関係職員数	0 名		
事務量（アウトプット）	昭和 50 年 8 月の古波蔵小学校敷地としての無償譲渡以降実績無し		
地方側の意見	現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。（平成 22 年 7 月 15 日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）		
その他各方面の意見	—		
平成 21 年工程表における見直しの内容	平成 2 3 年度で終了する沖縄振興計画（沖縄振興特別措置法）の見直しに当たっては、分権的視点を持って取り組む。		
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	当該事務・権限の見直しについては、改正沖縄振興特別措置法（平成 24 年 4 月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところ。		
その他既往の政府方針等	—		
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。</p>		
	<div style="border: 2px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> D </div>		

<p>(参考) 平成 22 年の検討結果 C-c</p>	<p>沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法（平成 24 年 4 月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：沖縄総合事務局	No. 3																				
事務・権限移譲等検討シート（個票）																							
事務・権限名	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（農林水産部）																						
事務・権限の概要	（根拠法令） 沖縄振興特別措置法第 60～62 条（農林水産業の振興） 第 105 条（国の負担又は補助の割合の特例等） （関係する計画等） 沖縄振興基本方針（沖縄振興特別措置法第 3 条の 2 に基づくもの） （具体的な業務内容） ①地域特性を生かした農林水産業の振興 ②土地改良事業等の実施																						
予算の状況 （単位：百万円）	平成 24 年度示達額：52,442 百万円の内数 予算額：10,406 百万円の内数（平成 25 年度（組織）沖縄総合事務局の予算案計上額）																						
関係職員数	248 名（平成 25 年度末定数・定員数）の内数																						
事務量（アウト プット）	予算執行状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>示達額</td> <td>42,660百万円 の内数</td> <td>50,799百万円 の内数</td> <td>43,813百万円 の内数</td> <td>43,963百万円 の内数</td> <td>52,442百万円 の内数</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>35,386百万円 の内数</td> <td>38,965百万円 の内数</td> <td>33,165百万円 の内数</td> <td>32,206百万円 の内数</td> <td>34,085百万円 の内数</td> </tr> </tbody> </table>					項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	示達額	42,660百万円 の内数	50,799百万円 の内数	43,813百万円 の内数	43,963百万円 の内数	52,442百万円 の内数	執行額	35,386百万円 の内数	38,965百万円 の内数	33,165百万円 の内数	32,206百万円 の内数	34,085百万円 の内数
項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																		
示達額	42,660百万円 の内数	50,799百万円 の内数	43,813百万円 の内数	43,963百万円 の内数	52,442百万円 の内数																		
執行額	35,386百万円 の内数	38,965百万円 の内数	33,165百万円 の内数	32,206百万円 の内数	34,085百万円 の内数																		
地方側の意見	現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。（平成 22 年 7 月 15 日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）																						
その他各方面の 意見	—																						
平成 21 年工程表 における見直し の内容	平成 2 3 年度で終了する沖縄振興計画（沖縄振興特別措置法）の見直しに当たっては、分権的視点を持って取り組む。																						
平成 21 年工程表決定 又は平成 22 年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	当該事務・権限の見直しについては、改正沖縄振興特別措置法（平成 24 年 4 月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところ。																						
その他既往の政 府方針等	—																						
検討結果（事 務・権限の区分）	（区分の理由等） 沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。																						
	<div style="border: 2px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">D</div>																						

<p>(参考) 平成 22 年の検討結果 C-c</p>	<p>沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法（平成 24 年 4 月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：沖縄総合事務局		No. 4																			
事務・権限移譲等検討シート（個票）																					
事務・権限名	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（経済産業部）																				
事務・権限の概要	<p>（根拠法令）</p> <p>沖縄振興特別措置法第 28 条～第 34 条（情報通信産業の振興）</p> <p>第 35 条～第 40 条（産業高度化・事業革新促進計画等）</p> <p>第 42 条～第 52 条（国際物流拠点産業集積地域）</p> <p>第 63 条～第 65 条（電気の安定的かつ適正な供給の確保）</p> <p>第 66 条～第 72 条（中小企業の振興）</p> <p>（関係する計画等）</p> <p>沖縄振興基本方針（沖縄振興特別措置法第 3 条の 2 に基づくもの）</p> <p>（具体的な業務内容）</p> <p>① 情報通信産業の振興に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表彰、関連セミナー、海外調査等 ・中小企業の情報化の推進（普及・啓発事業）等 <p>② その他産業の振興に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業の高度化（沖縄地域経済産業ビジョンの推進等） ・貿易振興等、海外展開の推進 ・電気の安定供給の確保（電源立地地域対策交付金等） ・中小企業の振興（経営基盤の強化支援等） 																				
予算の状況 （単位：百万円）	平成 24 年度示達額：1,203 百万円 予算額：10,406 百万円の内数（平成 25 年度（組織）沖縄総合事務局の予算案計上額）																				
関係職員数	57 名（平成 25 年度末定数・定員数（経済産業本省定員の 1 名を含む））																				
事務量（アウト プット）	<p>予算執行状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>示達額</td> <td>2,261百万円</td> <td>2,191百万円</td> <td>2,343百万円</td> <td>1,658百万円</td> <td>1,203百万円</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>1,627百万円</td> <td>1,793百万円</td> <td>1,813百万円</td> <td>1,277百万円</td> <td>1,075百万円</td> </tr> </tbody> </table>			項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	示達額	2,261百万円	2,191百万円	2,343百万円	1,658百万円	1,203百万円	執行額	1,627百万円	1,793百万円	1,813百万円	1,277百万円	1,075百万円
項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																
示達額	2,261百万円	2,191百万円	2,343百万円	1,658百万円	1,203百万円																
執行額	1,627百万円	1,793百万円	1,813百万円	1,277百万円	1,075百万円																
地方側の意見	現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。（平成 22 年 7 月 15 日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）																				
その他各方面の 意見	—																				
平成 21 年工程表 における見直し の内容	平成 23 年度で終了する沖縄振興計画（沖縄振興特別措置法）の見直しに当たっては、分権的視点を持って取り組む。																				
平成 21 年工程表決定 又は平成 22 年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限	当該事務・権限の見直しについては、改正沖縄振興特別措置法（平成 24 年 4 月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところ。																				

<p>の現状を的確に理解 できるような情報</p>	
<p>その他既往の政 府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事 務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 448 363 582" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>D</p> </div> <p>（参考）平成 22 年の検討結果 C－c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。</p> <p>沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法（平成 24 年 4 月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：沖縄総合事務局		No. 5				
事務・権限移譲等検討シート（個票）						
事務・権限名	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（開発建設部）					
事務・権限の概要	（根拠法令） 沖縄振興特別措置法第105条、第106条、第108条（沖縄振興の基盤の整備のための特別措置） （関係する計画等） 沖縄振興基本方針（沖縄振興特別措置法第3条の2に基づくもの） （具体的な業務内容） ①道路、港湾、空港の整備 ②県道・市町村道の直轄による工事実施 ③地方港湾の直轄による工事実施					
予算の状況 （単位：百万円）	平成24年度示達額：83,532百万円 予算額：10,406百万円の内数（平成25年度（組織）沖縄総合事務局の予算案計上額）					
関係職員数	378名の内数（平成25年度末定数・定員数）					
事務量（アウトプット）	予算執行状況					
	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	示達額	89,599百万円 の内数	82,310百万円 の内数	83,411百万円 の内数	74,706百万円 の内数	83,532百万円 の内数
	執行額	91,229百万円 の内数	80,373百万円 の内数	81,363百万円 の内数	75,502百万円 の内数	69,634百万円 の内数
地方側の意見	現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある。（平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）					
その他各方面の意見	—					
平成21年工程表における見直しの内容	平成23年度で終了する沖縄振興計画（沖縄振興特別措置法）の見直しに当たっては、分権的視点を持って取り組む。					
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	当該事務・権限の見直しについては、改正沖縄振興特別措置法（平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところ。					
その他既往の政府方針等	—					
検討結果（事務・権限の区分）	（区分の理由等） 沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。 沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法（平成24年4					



(参考)平成 22 年の検討結果 C-c	月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法)において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。
備考	

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：沖縄総合事務局				No. 6	
事務・権限移譲等検討シート（個票）							
事務・権限名	二級河川の改良工事、維持又は修繕及び特定多目的ダムの管理の実施						
事務・権限の概要	（根拠法令） 沖縄振興特別措置法第 107 条（沖縄の河川に係る特例） （関係する計画等） 沖縄振興基本方針（沖縄振興特別措置法第 3 条の 2 に基づくもの） （具体的な業務内容） ①二級河川の改良工事、維持又は修繕 ②国直轄建設 8 ダムの維持・管理及び当該ダムに係る河川管理 ③現在建設中の 1 ダムに係る事務						
予算の状況 （単位：百万円）	平成 24 年度示達額：83,532 百万円 予算額：10,406 百万円の内数（平成 25 年度（組織）沖縄総合事務局の予算案計上額）						
関係職員数	378 名の内数（平成 25 年度末定数・定員数）						
事務量（アウト プット）	予算執行状況						
	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	示達額	89,599百万円 の内数	82,310百万円 の内数	83,411百万円 の内数	74,706百万円 の内数	83,532百万円 の内数	
執行額	91,229百万円 の内数	80,373百万円 の内数	81,363百万円 の内数	75,502百万円 の内数	69,634百万円 の内数		
地方側の意見	現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興の在り方と併せて検討する必要がある。（平成 22 年 7 月 15 日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）						
その他各方面の意見	—						
平成 21 年工程表における見直しの内容	平成 23 年度で終了する沖縄振興特別措置法の見直しに当たっては、直轄事業とし得る要件の明確化等、国の役割を検討するものとする。						
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	二級河川の管理については河川法に基づき沖縄県知事が行うものであるが、そのうち、沖縄振興計画に基づいて行う改良工事、維持又は修繕で、沖縄の振興のため特に必要があるものについては、沖縄振興特別措置法第 107 条第 1 項及び第 2 項に基づき、沖縄県知事の申請に基づいて、国土交通大臣が行うことができるとされている。また、特定多目的ダム法の適用を受けるダムの管理については、上記の規定に加え同法第 107 条第 7 項に基づき、国土交通大臣が行うことができるとされている。沖縄県においては、二級河川の管理のうち、ダム以外の河川の管理については、全て県が行っているが、13 あるダムのうち、8 つについては、沖縄県知事の申請に基づき、国管理となっている（なお、現在、建設中の 2 ダムのうち、1 つについては、沖縄県知事の申請に基づき国が建設している）。 当該規定について、平成 24 年の沖縄振興特別措置法の改正時において検討したところ、改正後も引き続き存置することとしている。						
その他既往の政府方針等	—						

検討結果（事務・権限の区分）



（参考）平成 22
年の検討結果
C-c

（区分の理由等）

沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。

沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法（平成 24 年 4 月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところ。当該規定は、河川法に基づき、沖縄県知事が管理等を行うとの規定を踏まえた上で、県知事の申請があった場合には、国が二級河川の改良工事や特定多目的ダムの管理等を行うことができると規定したものであり、県の主体性は確保されている。このことは、今回の法改正の、県の主体性をより尊重するとの観点に、本来的に沿っているものである。

現在、改正法に基づき、振興策を着実に実施しているところであり、今後も県の意向も踏まえながら対応していくこととする。

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：沖縄総合事務局		No. 7																		
事務・権限移譲等検討シート（個票）																				
事務・権限名	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（運輸部）																			
事務・権限の概要	<p>（根拠法令） 沖縄振興特別措置法第6条～27条</p> <p>（関係する計画等） 沖縄振興基本方針（沖縄振興特別措置法第3条の2に基づくもの）</p> <p>（具体的な業務内容） ①観光の振興に関する事務 ②交通の確保等に関する事務</p>																			
予算の状況 （単位：百万円）	平成24年度示達額：178百万円 予算額：10,406百万円の内数（平成25年度（組織）沖縄総合事務局の予算案計上額）																			
関係職員数	83名（平成25年度末定数・定員数（国交本省定員の4名を含む））の内数																			
事務量（アウトプット）	<p style="text-align: center;">予算執行状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 15%;">20年度</th> <th style="width: 15%;">21年度</th> <th style="width: 15%;">22年度</th> <th style="width: 15%;">23年度</th> <th style="width: 15%;">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>示達額</td> <td>151百万円</td> <td>156百万円</td> <td>162百万円</td> <td>178百万円</td> <td>178百万円</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>140百万円</td> <td>136百万円</td> <td>138百万円</td> <td>156百万円</td> <td>124百万円</td> </tr> </tbody> </table>		項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	示達額	151百万円	156百万円	162百万円	178百万円	178百万円	執行額	140百万円	136百万円	138百万円	156百万円	124百万円
項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度															
示達額	151百万円	156百万円	162百万円	178百万円	178百万円															
執行額	140百万円	136百万円	138百万円	156百万円	124百万円															
地方側の意見	現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興の在り方と併せて検討する必要がある。（平成22年7月15日全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」）																			
その他各方面の意見	—																			
平成21年工程表における見直しの内容	平成23年度で終了する沖縄振興計画（沖縄振興特別措置法）の見直しに当たっては、分権的視点を持って取り組む。																			
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	当該事務・権限の見直しについては、改正沖縄振興特別措置法（平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところ。																			
その他既往の政府方針等																				
検討結果（事務・権限の区分）	<p>（区分の理由等）</p> <p>沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に</p>																			
<div style="border: 2px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">D</div>																				

<p>(参考) 平成 22 年の検討 結果 C-c</p>	<p>推進している。 沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法（平成 24 年 4 月施行。平成 34 年 3 月までの時限立法）において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。</p>
<p>備考</p>	